

令和7年6月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和7年6月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和7年6月25日(水) 午後1時30分から午後2時25分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	片野 敏彦	委 員 :	4 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	5 番 :	片野 賀津雄	委 員 :	6 番 :	川上 勝之
委 員 :	7 番 :	南波 雅子	委 員 :	8 番 :	安城 守英
委 員 :	9 番 :	三宅 寿晴	委 員 :	10 番 :	今井 輝子
委 員 :	11 番 :	長谷川 孝広	委 員 :	12 番 :	本間 浩
委 員 :	13 番 :	三浦 幸子	委 員 :	14 番 :	藤村 信広

農地利用最適化推進委員(8人)

委 員 :	中条 :	15 番 :	高橋 一栄	委 員 :	中条 :	16 番 :	吉村 優作
委 員 :	乙 :	17 番 :	小泉 正	委 員 :	乙 :	18 番 :	井上 優彦
委 員 :	築地 :	19 番 :	信田 寿幸	委 員 :	築地 :	20 番 :	水澤 幸男
委 員 :	黒川 :	21 番 :	中川 金男	委 員 :	黒川 :	22 番 :	中山 学

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表について

第4号議案 胎内市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
の変更について

第5号議案 胎内市農業委員会総会に係るタブレット型端末機の利用
規程の制定について

6 農業委員会事務局職員

係長：小野智裕、主任：奥村正紀

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和7年6月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、9番三宅寿晴委員、10番今井輝子委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、5月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>5月28日、29日、令和7年度全国農業委員会会長大会及び新潟県農業委員会会長東京集会在東京都渋谷区の渋谷公会堂で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>6月18日、6月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様にご案内いただき、案件を審査していただきました。</p> <p>6月24日、新潟県農業会議第138回通常総会及び市町村農業委員会会長会議が新潟市中央区の東映ホテルで開催され、会長が出席しております。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による贈与が1件、経営の拡大を図るための売買が1件の計2件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により黒川地内の畑について贈与するもので、面積は1筆496㎡であります。譲受人の耕作面積はありませんが、以前より維持管理等を担っており、営農計画書も提出いただいております。</p> <p>2番の案件は、経営の拡大を図るため富岡地内の畑について売買するもので、面積は1筆2,566㎡、土地売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について6番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
6番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る6月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、3班の委員4名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p>

	<p>第 1 号議案は、譲渡人からの要望による贈与が 1 件、経営の拡大を図るための売買が 1 件の、計 2 件であります。詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくお願ひします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
	<p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願ひします。</p>
	<p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願ひします。</p>
事務局	<p>第 2 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 2 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案は、蓄電所設置のための転用が 1 件、飼料及び車両置き場等の整備のための転用が 1 件の計 2 件であります。</p> <p>1 番の案件は、平木田及び東牧地内の畑において、蓄電所設置のための転用で、申請面積は合計 5 筆 1,334 m²、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。蓄電所の内容につきましては、隣接農地で行われている太陽光発電とは別のものでありまして、送電線から電力価格の安い時間帯に電力を購入・蓄電し、電力消費が多く価格の高い時間帯に売電する事業設備の設置となっております。</p> <p>2 番の案件は、羽黒地内の田において、飼料及び車両置き場等を整備するための転用で、申請面積は 2,101 m²であります。飼育頭数の予定としましては、牛 40 頭から 45 頭に増というような計画となっております。</p> <p>第 2 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>議案書 3 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の事前審査結果について、6 番川上勝之事前審査委員長から報告をお願</p>

	いします。
6 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、蓄電所設置のための転用が 1 件、飼料及び車両置き場等の整備のための転用が 1 件の計 2 件であります。詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 4 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案は、農地利用最適化活動の目標設定した数値等に対して、どのような結果になったのかを点検・評価し、ホームページ等で公表するものであります。</p> <p>初めに、ローマ数字のⅠの農業委員会の状況は、令和 6 年度末の状況であります。各数値については、農林業センサスをはじめとした各種統計に基づいたものであります。</p> <p>議案書 5 ページをお願いします。</p> <p>ローマ数字のⅡ最適化活動の実施状況の 1 最適化活動の成果目標、(1)農地の集積の③実績であります。今年度末の集積率は 79.3%であります。</p> <p>次に、(2)遊休農地の発生防止・解消についてであります。</p> <p>議案書 6 ページをお願いします。</p> <p>③実績であります。令和 6 年度の緑区分の解消実績は 0.5ha であります。</p> <p>次に、(3)新規参入の促進についてであります。</p> <p>議案書 7 ページをお願いします。</p>

③実績であります。農地の売買や貸付等の意向がある方の面積が 1.2ha となっております。新規参入者が令和 6 年度もないことや、新規参入者への実際の貸付等となるまでは難しい。との点検結果としております。

2 最適化活動の活動目標の(2)活動強化月間の設定の②実績につきましては、7 月の地域計画による協議の場への参加と降雪前にパトロール強化の 2 回を実施いたしました。

議案書 8 ページをお願いします。

(3)新規参入相談会への参加につきましては、新規参入相談会への参加ということで②実績として 2 月に新潟県庁で開催された新規就農就業マッチングフェアに 1 名参加しました。

胎内市農業委員会の目標の達成状況の評語いたしましては、それぞれの目標に対する達成状況の実績により、目標に対して期待どおりの結果が得られた、という評語となりました。

一番下の推進委員等の点検・評価結果は、委員ごとの点検・評価結果となります。これは委員 1 人当たりの活動日数等の実績により評語が当てはまっており、ご覧の結果となっております。

議案書 9 ページをお願いします。

ローマ数字のⅢは事務の実施状況であります。

2 農地法第 3 条に基づく許可事務、3 農地転用に関する事務、いずれの事務につきましても適正に処理を行っております。

今後、農業会議や県で数値の確認がありますので、修正があるかもしれませんが、軽微な修正であれば事務局対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 第 3 号議案の事前審査結果について、6 番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。

6 番 それでは、ご報告いたします。

第 3 号議案は、令和 6 年度農業委員会の農地利用最適化推進状況等の公表についてであります。

詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長 ただ今、第 3 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第 3 号議案について、事務局案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願いま

	<p>す。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第3号議案は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案「胎内市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案を、ご説明いたします。</p> <p>議案書10ページをお願いします。</p> <p>第4号議案は、「胎内市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」であります。地域計画の策定に伴い、県基本方針の改定があり、それに合わせて市の構想についても改正が必要なことから、協議を求められたものであります。議案書の新旧対照表につきましては、右側が旧の構想、左側が新の構想で、変更箇所は赤字に下線が引いてあります。</p> <p>主な改正内容といたしまして、議案書12ページをお願いします。</p> <p>「第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」についてですが、農業構造、農地の集積・集約化の方向及び育成すべき経営体の育成手法について議案書20ページにかけて変更があります。</p> <p>議案書14ページには「地域計画に位置付けられた担い手への施策を重点化し、農地の集積・集約化とあわせ、DXによる徹底した省力化・効率化を進めるとともに、地域農業を担う組織や法人間の連携・再編などを進め、経営基盤の強化を図ることで、高い生産性・収益性を実現した企業的な経営体が農業生産の太宗を占める力強い農業構造の確立を目指す。」と農業構造について文言が追加・変更されています。</p> <p>議案書21ページをお願いします。</p> <p>「第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事業」についてですが、議案書22ページ、23ページの表の目標年度が令和12年度から令和16年度に変更となっております。</p> <p>議案書23ページをお願いします。</p> <p>「第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項」としまして、地域計画が策定されたことに伴い、議案書24、25ページにかけて文言の削除が行われています。</p> <p>その他法律改正、施策の変更等に伴う文言修正が行われています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
6番	<p>胎内市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更については、地域計画よるものだというところであるが、地域計画に担い手は企業の参入もしてもよいです</p>

	<p>よね。実際に地域計画に担い手として載せていますか。</p>
事務局	<p>最近の例として、市外企業が農業をやりたいというケースがあった。地域計画は集落で合意して作成されている。新規参入の際、貸し借りに関しては地域計画の位置づけが後付けでもよいルールとなっているのですが、地域でいきなり知らない法人や企業が来て農業をやるというのは問題があると思う。そのため、地域計画に位置付けられるように集落で合意を取って、地域計画の変更があったうえで、企業参入については進めていこうとしています。</p>
6 番	<p>築地辺りは、だいたい市外の法人が入ってきていて、地域計画の位置づけについては相談も何もなかった。</p>
議長	<p>地域計画は、市の農林水産課で作成しており、農業委員会は意見聴取を求められている。作成段階においては、間接的な立場である。</p>
6 番	<p>誰が入ってきているのかもわからない。話もしたことのないところが入ってきている。</p>
2 番	<p>農地の貸し借りについて、どういう経路で入ってきているのかも把握できていない。</p>
事務局	<p>相対や中間管理機構等の農業委員会を通す貸し借りが行われているのであれば、皆さんに審査してもらうので、そこで何かしらわかると思う。</p>
6 番	<p>畑作地の地域計画が、現実の状況で作成されていない。これからは精度を高めて作成していかなければならない。</p>
	<p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 4 号議案について、事務局説明のとおり同意することに賛成の委員は、挙手願います。</p>
	<p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。 よって、第 4 号議案は同意することに決定いたしました。 次に、第 5 号議案「胎内市農業委員会総会に係るタブレット型端末機の利用規程の制定について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 5 号議案について、ご説明いたします。</p>

	<p>議案書 33 ページをお願いします。</p> <p>第 5 号議案は、農業委員会総会に係るタブレットの活用による議案審議を行うため、その利用について規程を定めるものであります。</p> <p>初めに、目的と定義としまして、総会の効率的な運営のため、タブレット型端末機を利用した総会議案の事前送付、総会当日の説明・協議等を行うに当たり、個人情報保護を念頭に必要な事項をこの規程に定めるとしております。</p> <p>「1 議案の事前送付について」ですが、原則総会開催日の 7 日前にタブレットに議案データを送信することとします。</p> <p>「2 議案の確認に当たって」ですが、タブレットに議案データが送られたことを確認していただき、送られていないようでしたら 5 日前を目途に連絡することとしています。</p> <p>「3 総会当日の説明・協議等について」ですが、原則タブレットに送信された議案等による説明・協議するものとします。</p> <p>「4 議案データの消去について」ですが、現在の紙の議案書と同様に総会での審議が終わりましたらデータを消去することとしています。</p> <p>「5 遵守事項の徹底」ですが、「胎内市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準」の遵守事項を確認し、ID、パスワードの管理を徹底することとしています。</p> <p>「6 その他」としまして、規程に記載の無い事項については、市の個人情報保護に関する条例やタブレットの運用基準を例として対応していきます。</p> <p>規程についてご承認いただければ、7 月総会から運用していきたいと考えています。</p> <p>初めは慣れない部分があるかと思いますが、事務局でサポートしていきたいと思っております。通信料等経費の軽減や事務負担減につながるようご協力をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 5 号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
2 番	<p>事前審査会での議案審議はどのように行うのか。</p>
事務局	<p>総会の 7 日前が事前審査会の日となっておりますので、事前審査会での審議終了後に委員の皆さんの所にデータ送信する予定でいます。紙面で審議を予定していますが、そういう機会を通じて操作に慣れてもらえるようにタブレットは持参していただきたいと思っております。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>他に質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 5 号議案について、承認することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>

議長

全会一致と認めます。

よって、第5号議案は承認することに決定いたしました。

これで、本日の全ての日程を終了いたしました。

これを持ちまして、令和7年6月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和7年6月25日

議 長

9 番

10 番
